

コーポレートガバナンス・コードの改訂について

2026 年 7 月 29 日

株式会社名古屋証券取引所

I. 趣 旨

今般の「コーポレートガバナンス・コードの改訂に関する有識者会議」（以下、「コード改訂に関する有識者会議」といいます。）における議論等を踏まえた、コーポレートガバナンス・コード（以下、「コード」といいます。）の改訂を受け、所要の上場制度の見直しを行います。

II. 概 要

項 目	内 容	備 考
1. コードの改訂 (1) コードの改訂	コード改訂に関する有識者会議における議論等を踏まえたコードの改訂を受け、有価証券上場規程の別添「コーポレートガバナンス・コード」について、別紙のとおり改訂するものとします。	上場会社は、改訂後のコードの内容を踏まえたコーポレート・ガバナンスに関する報告書（以下、「C G 報告書」といいます。）を、準備ができ次第、2027 年 7 月末日までに提出するものとします。
(2) コンプライ・オア・エクспレイン	- 上場内国会社は、次に掲げる区分に従って、「コードの各原則を実施するか、実施しない場合にはその理由を C G 報告書において説明する」ものとします。 a. メイン市場及びプレミアム市場の上場会社 基本原則・原則 b. ネクスト市場の上場会社 基本原則	※ 補充原則の廃止に伴い、コンプライ・オア・エクспレインの対象範囲を見直すものです。 ※ 株式会社東京証券取引所のプライム市場上場会社を対象とする事項については、引き続き、コンプライ・オア・エクспレインの対象外とします。

Ⅲ. 実施時期（予定）

- ・ 2026 年 9 月を目途に実施します。
- ・ 改訂後のコードの内容を踏まえた C G 報告書の提出期限については、Ⅱ. 1. (1) の備考をご参照ください。

※参考資料として、「成長投資の促進に向けたコーポレートガバナンス・コードの改訂について」を本制度要綱に添付しております。

以 上